

いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況等

機関・団体名	①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況	②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題	③御意見・御提案等
1 総務部学事課	<p>○千葉県いじめ重大事態再調査会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 再調査会の担任する事務は、県立学校、私立学校のいじめの重大事態の調査結果についての再調査等 重大事態とは、「いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」、「いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」場合 教育等に関する学識経験者を、再調査の必要性(又は再調査の必要性を再調査会に諮問する必要)が認められる事案発生の都度、委員として任命 <p>○スクールカウンセラーの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。平成29年度は私立学校51校に対して30,600千円を交付した。 <p>○ネットパトロールの情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立高等学校に係るネットパトロールの情報について、当該校の管理職に一報を入れ、内容の確認を依頼するとともに、削除依頼を含めた指導を依頼している。 <p>○関係文書の迅速かつ確実な送付</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省や県教育庁から発出された、生徒指導やいじめ問題に関する文書を、迅速かつ確実に送付し、学校に適切な対応を依頼している。 <p>○当課に寄せられるいじめに関係する相談等への対応 相談関係機関との迅速な連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 当課に寄せられる保護者等からの関連するトラブル相談等については、その内容を当該校の管理職に確実に伝え、学校における適切な対応を依頼している。 関係機関と連携(対応方法の相談・確認等)しながら、迅速かつ適切な対応に努めている。 	<p>・現在のところ、再調査の必要性が認められる事案は発生していない。</p> <p>・スクールカウンセラーの整備・活用をさらに促す必要がある。(平成30年度は、補助対象となる経費を引き下げ、新たな配置の促進を図る予定。)</p> <p>・ネットによるものを含め、いじめへの対応・予防がより適切なものとなるよう、教員研修や児童生徒向けの指導を各学校の実情に応じて実施するよう依頼する必要がある。</p> <p>・メールを活用し、迅速かつ確実に通知している。</p> <p>・学校の初動対応が不十分であったために、保護者と学校の関係がこじれるケースが見受けられ、初動対応の重要性や重大事態ガイドラインに沿った対応の必要性を、引き続き周知・依頼する必要がある。</p>	
2 健康福祉部 健康福祉政策課	<p>○県内小・中・高等学校等への啓発ビデオの貸出し</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度貸出件数 55件(視聴人数8,750名)…いじめ問題以外も含む <p>○人権問題研修会支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度講師紹介実績 15件(受講人数7,103名)…同上 <p>○スポーツ組織と連携・協力した啓発活動</p> <p>【主催:県、県教育委員会、千葉市、千葉地方務局、千葉県人権擁護委員連合会、千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会】</p> <p>平成29年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェフユナイテッド市原・千葉と連携し、スタジアム啓発の実施(啓発グッズの配布等) 千葉ジェッツふなばしと連携し、「守ろう、仲間を。そしてチームを。」のメッセージとともに相談連絡先の周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組を実施(ポスターの作成、配布(5,000枚)) 	<p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権週間を中心にいじめをテーマとしたビデオの貸出により、学校等においてビデオを効果的に活用した啓発活動が行われた。 講師を紹介することにより、学校等における効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。 ポスターには、24時間子供SOSダイヤル及び子どもの人権110番(法務局)を掲載し、県内各小・中・高校等に昨年度より枚数を増やして配布した。(1枚→3枚)配布先におけるアンケートでは、「今後もポスター配布を積極的に行った方がよい」(約60%)、「興味を持って見ることができ、連絡先を知るきっかけとなった」(約60%)等の意見が寄せられた。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットいじめに関しては、携帯端末の機器更新やSNS等の手法の多様化が日々進んでおり、ビデオの内容と実態とに齟齬が生じやすい。 ポスターについては、配布枚数のさらなる増加要望や掲載スペースの関係上、サイズを縮小してほしいとの意見があった。 	
3 健康福祉部 児童家庭課	<p>○児童家庭相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童家庭相談への対応(6児童相談所) <p>○関係機関との連携</p> <p>児童虐待相談等、児童相談所に寄せられる児童家庭相談のうち、いじめ問題を含む相談については、学校や教育委員会との十分な連携を図るとともに、必要に応じて医療機関、警察等にも協力を依頼している。</p> <p>また、いじめ重大事態に関しては、児童相談所における取り扱いの有無等を確認し、取り扱いがある場合には、情報提供を行っている。</p>	<p>・千葉県児童相談所(千葉市含まず)における要保護児童相談受付件数のうち、主訴がいじめであるものは平成28年度、平成29年度は0件であった。また、いじめを主訴とせずとも、係属のある児童がいじめ問題に関与した際には、学校や市町村と連携して対応している。</p>	<p>・引き続き、学校や教育委員会等との連携を密にし、いじめ問題等に対応していきたい。</p>

	機関・団体名	①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況	②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題	③御意見・御提案等
4	環境生活部 県民生活・文化課	<p>○青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)</p> <p>1)実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット監視員2名を配置し、県内原則全ての中学校、義務教育学校、高校、特別支援学校等(計約630校)の生徒が行っているSNSなどについて、監視を行っている。平成28年度から一部の小学校においても監視している。 <p>2)問題のある書き込みを発見した場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に問題のある書き込み(レベル2、3)を発見した場合に、教育委員会等に連絡し、削除を含めた生徒への指導を依頼している。 ・自殺、ネットいじめ、事件性の高いものについては、学校、教育委員会、警察など関係機関と早急に対応している。 ・毎月、ネットパトロールの結果と情報を教育委員会等に情報提供し、教員の研修や生徒への指導に役立てるなど、インターネットの適正利用について啓発を図っている。 <p>○インターネットの適正利用についての普及啓発のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの適正利用について啓発を行うため、学校、関係機関の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者等を対象とする講演会において、職員を派遣し講演を実施している。 	<p>【平成29年度ネットパトロール実施結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4,812人の問題のある書き込みを発見した。全体としては問題のある書き込み人数は前年度(3,920人)より増加したが、レベル2・3に該当する書き込みにより削除を含めた指導を依頼した生徒の数は490人と前年度(641人)より減少した。試験的に実施している。小学校については、問題のある書き込みは発見されていない。 <p>【平成29年度講演実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・52回実施し21,863名参加があった。県内全域から講演の要請があり、需要があることが伺える。→問題のある書き込みを行っている人数が依然として多いことから、今後もインターネットの適正利用についての啓発が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年がインターネットを利用することにより生じるネットいじめ、非行、犯罪被害などを防止するため、今年度も引き続きネットパトロール事業を継続し、関係諸機関と連携・協力していきたい。ネットいじめの疑いがある書き込みについては、関係諸機関に迅速に報告し、早期発見・早期対応の一助となるよう努めていきたい。 ・市町村や学校においてもパトロール実施を働きかけ、子どもたちを地域全体で見守る体制作りを推進していきたい。 ・今後も、インターネット適正利用についての普及啓発を推進するため、要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者等を対象とする講演会において職員を派遣し、講演を実施する。併せて、講演時に活用する啓発資料を配付したり、HP上に掲載したりすることにより一層の啓発の充実を図りたい。
5	教育庁 企画管理部 教育政策課	<p>○担当する主な関係事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校問題解決支援対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用開始からこれまでに計42件の案件について協議し、学校等が単独で解決することが極めて困難と判断された事案について、普段聞くことのできない弁護士等の専門家に相談しながらその対応策を検討し、解決に向けた指導助言を行うことで学校や教育委員会等を支援している。解決に至るまでの時間的な経過等は事案により様々であるが、本事業の活用によって、以後、事案が終息に向かっているという報告を受けている。 ・希望研修「学校問題解決支援チームに学ぶ」を実施し、専門家からの助言指導や事例研究等を通して、若手教員の学校問題解決対応能力の育成を図るとともに、本事業の周知を行っている。平成29年度のアンケート結果では、93.6%の参加者から「よかった」との回答があり、「工夫された研修であり、内容も良い。今後の継続を望む。」などの高い評価を得た。 ・引き続き、学校等が本事業を活用できるよう周知に努める。 	平成30年度から児童生徒課に移管
6	教育庁 教育振興部 生涯学習課	<p>○「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットいじめ問題の対策の一つとして、小学校編に「いじめ」、中学校編に「スマートフォンの使用」を掲載 ・平成30年3月に、スマートフォンの使用(保育所・幼稚園・認定こども園編)、スマートフォンの使用(小学校編)、フィルタリングの活用(保育所・幼稚園・認定こども園編、小学校編、中学校編)を追加 ・年度当初に、本プログラムを学校便りや学級懇談会、PTA活動等で活用促進するように各教育事務所に依頼するとともに、啓発用のポスターも掲示についても依頼 ・11月第3日曜日の「家族の日」とその前後の「家族の週間」に合わせ、本プログラムの中から、特に「親子のコミュニケーション」や「子どもとの会話や過ごし方」等について活用するよう、幼稚園・保育所・小学校・中学校等に依頼 <p>○ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや家庭教育に関する情報を広く掲載 ・携帯電話やスマートフォンの安全な使用に関する知識や危険性について啓発する外部サイトを紹介 	<p>・「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の平成29年度活用状況： 保育所29.9%、幼稚園79.0%、 小学校94.8%、中学校92.9%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加資料の「スマートフォンの使用(保育所・幼稚園・認定こども園)(小学校)」について、小学校で高い評価を得た。児童への指導や、保護者懇談会でネットトラブルを未然に防ぐ資料として活用されている。 ・今後もネット環境の変化に応じて、適宜資料の更新を検討する。 <p>・ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」の平成29年度HP更新回数：36件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本サイトの内容について、いじめ問題の最前線の実情に対応しているかを他課・他機関に照会し、最新化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットいじめ等の問題を含めスマートフォン等の使用については、学校だけでなく家庭教育の果たす役割が大きい。学校には「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用をお願いしたい。 ・他課の研修会等においても、機会があれば本プログラムの周知に御協力をお願いしたい。 <p>・ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」において、保護者が子供の善悪の判断力やネットマナーの向上などを図るために必要な情報を発信していきたい。そのための情報や資料等があれば、随時紹介いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ本サイトを周知するため、県の広報紙に紹介記事を掲載していきたい。
7	教育庁 教育振興部 学習指導課	<p>○未然防止に向けた心の教育(各学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間関係づくりプログラムの実施 ・道徳教育の推進(いじめを題材とした映像教材の活用等) <p>○担当する主な関係事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道徳の手引き」(改訂版)の作成・配付 ・高校生を対象とした道徳教育読み物教材「明日への扉Ⅲ」の作成・配付 ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における実践研究(特色ある道徳教育推進校【研究指定校】32校) ・映像教材の作成と配付(DVD版)…30年度作成中 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導資料「道徳教育の手引き」を県内全ての公立幼稚園、小・中・高等学校、義務教育学校、特別支援学校の全教員に配付した。 ・研修等で、既に作成・配付されている映像教材や読み物教材を活用した取組や、各地域の特色に応じた道徳教育を紹介するなど、道徳教育の推進を図ることで、いじめの未然防止につなげるようにする。 ・高校生を対象とした読み物教材「明日への扉Ⅲ」は、県内公立高等学校、高等部のある特別支援学校に配付した。第2部で、いじめや情報モラルなどの今日的課題を扱ったものを掲載した。今後は、高等学校での道徳教育のさらなる推進のため、その活用方法の周知を図っていく必要がある。 	

	機関・団体名	①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況	②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題	③御意見・御提案等
8	教育庁 教育振興部 児童生徒課	<p>○いじめ防止基本方針の改定 ○未然防止に向けた心の教育(各学校) ・いのちを大切に作るキャンペーン・豊かな人間関係づくりプログラムの実施 ・道徳教育の推進(いじめを題材とした映像教材(DVD)の活用)(学習指導課) ○担当する主な関係事業等 ・教育相談体制の充実 スクールカウンセラーの配置(県立高校80校、全公立中学校、小学校150校) スクールソーシャルワーカーの配置 (地区不登校等対策拠点校等15校、県立高等学校7校、アクティブスクール4校) ・情報モラル教育研修への講師派遣(平成28年度～) 情報モラル教育研修や講演への講師を、県立中・高等学校及び特別支援学校30校、市町村立小・中・義務教育学校及び特別支援学校70校(千葉市を除く)に派遣予定 ・千葉県いじめ対策調査会(平成26年度～) 7人の委員による有識者会議の開催(いじめ対策施策の審議等) ・千葉県いじめ問題対策連絡協議会(平成26年度～) 44機関等による本会議及び14の機関等によるネットいじめ対策専門部会</p> <p>・教職員向けいじめ防止指導資料の活用(平成26年度～) ・児童生徒向けいじめ防止啓発カードの配付(平成27年度～) (国立公立私立小・中・義務教育学校・高・特別支援学校に配付) ・保護者向けいじめ防止啓発リーフレットの配付(平成26年度～) (国立公立私立小学校・義務教育学校・及び国立公立特別支援学校小学部の新入生保護者に配付) ・児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレットの配付(平成26年度～) (国立公立私立小・中学校・義務教育学校・及び国立公立特別支援学校小・中学部の新入生及び小学4年生に配付) ・教職員リーフレットの配付予定(平成30年度～) (国立公立私立小・中・高校・義務教育学校・県立高等学校・及び国立公立特別支援学校小・中学部・高等部に配付) ・生徒指導アドバイザーの配置(平成27年度～) 生徒指導アドバイザー(嘱託職員)を各教育事務所管内8校に配置 ・いじめ問題対策支援チームの派遣(平成27年度～平成29年度) ○関係機関との連携 ・県警本部、千葉市との担当者連絡会議の開催 ・県民生活・文化課、NPO企業教育研究会、県警等との連携によるネットいじめ対応</p>	<p>・いじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策推進条例、いじめ防止基本方針を受けて、各学校で基本方針を策定したり、対策組織が設置されたりしている。当課においても、様々ないじめ防止対策を整備することができたが、平成29年3月に国の基本方針が改定されたことを受け、平成29年11月に県の基本方針を改定した。いじめ防止に関する理解をより一層高めるために引き続き各学校や県民の意識を啓発する必要がある。</p> <p>・ネットいじめへの対策が喫緊の課題である。SNSへの書き込みの中には、外部から確認できないものがあり、そこでの書き込みを見つけて早期発見・早期対応することは困難であるため、いじめが深刻化するおそれがある。そのため、生徒自身が自律的にSNS等のかかわりを考え行動ができるようにしていく必要がある。</p> <p>・各種研修をとおして教員のいじめ防止に関する指導力向上が必要である。特に、いじめの初期段階で早期に発見し、いじめ問題解決へ向けた組織的な対応が適切にできるように努めていく必要がある。</p> <p>・各学校のいじめ防止基本方針やいじめ対策組織が、より効果的に機能するようにPDCAサイクルを基に見直しを図ることによって実効性のあるものとするよう、適切に指導・助言していかなければならない。</p> <p>・重大事態の判断と適切な対応について周知の必要性がある。</p>	<p>・いじめ防止対策の直接の担当課として、各機関・団体の取組をまとめ、学校現場や県民に広く周知するように努めていきたい。また、本連絡協議会を通じて、各機関・団体がより一層の連携を進められるようにしたい。</p> <p>・「いじめ防止指導資料集」や、配付予定の「教職員リーフレット」の研修等の活用を進める。いじめ認知件数約31,000件のうち、約6%が誰にも相談できていない状況にあるため、SCやSSW等を活用した校内の相談体制の整備やの校内の相談や、24時間子供SOSダイヤル等校外の相談窓口の児童生徒への周知を学校現場に働きかけていく。また、県いじめ防止基本方針の改定内容で踏まえた「学校いじめ防止基本方針」や「いじめの防止等の対策のための組織」の見直しの徹底を図りたい。</p>
9	教育庁 教育振興部 特別支援教育課	<p>○担当する主な関係事業等 ・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会の開催 ・指導主事訪問をとおして、いじめ防止対策の取組状況の確認 ・特別支援学校への非常勤講師等の配置</p> <p>○関係機関との連携 ・関係各課と情報共有を行いながら、必要な情報を各特別支援学校に周知</p>	<p>・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会では、外部講師によるスマートフォン等を使ったSNSに関するトラブルや対策の現状、元県警の講師による犯罪からの被害対策や防止についての講義を行った。また、生徒指導上の課題となっているテーマについてグループでの協議や情報交換の時間を設定したり、事例による演習をしたりするなど、いじめ防止に向けての喫緊の課題の理解や他校の取組を確認できた。</p> <p>・指導主事訪問を通して、各特別支援学校の「学校いじめ防止基本方針」を確認し、学校の実情に応じた内容となるように指導・助言を行っていく。</p> <p>・平成29年度30校に53名の外部専門家を配置し、専門的な立場から自立活動等に関する指導、助言を得ているが、特に、8校が臨床心理士や精神科医等の専門家を招へいして、個に応じた適切な指導支援につなげることができた。</p> <p>・特別支援学校は、今後も、いじめ等に対応して緊急的に臨床心理士等を雇用できる方策を探っていく必要がある。</p>	<p>・特別支援学校におけるいじめ防止対策のために、関係機関から様々な情報提供を得るとともに、連携して対応できる関係ができていますので、今後も継続し、連携していじめ問題に取り組んでいくことができるようにしていきたい。</p> <p>・学校現場には、「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止対策のための組織の見直しを行うことにより実効性の高いものに改善すること、各学校に配付した「教職員向けいじめ防止指導資料集」を有効に活用すること、関係機関等と確実に連携していじめ防止対策に取り組むことを継続して指導していきたい。</p>
10	教育庁 教育振興部 教職員課	<p>○いじめ・不登校等生徒指導の充実のための教員加配、非常勤講師の配置を行う。</p>	<p>・平成29年度は、国から措置される定数と県単独の定数を活用して、いじめや不登校など、児童生徒の問題にきめ細かな対応をするための教員を、全学校種で313名を配置した。また、生徒指導の充実を図るための非常勤講師を状況に応じて適宜配置した。</p>	<p>・加配教員を活用し、いじめの早期発見・迅速かつ適切な対応、不登校児童生徒への丁寧な対応をし、加配による成果を上げ、今後もいじめや不登校に対応する定数が増置されるよう各学校で積極的な対応をしていただきたい。</p>

	機関・団体名	①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況	②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題	③御意見・御提案等
11	教育庁 教育振興部 学校安全保健課	○いじめ問題に係る報告の受信(重大事態を含む) ・学校から正確な情報を収集する。 ・詳細確認後、児童生徒課生徒指導・いじめ対策室との連携を迅速に行うとともに、今後の連絡体制について学校に指示する。 ・いじめの状況(重大事項を含む)に応じて関係課に情報提供をする。	・いじめの報告(重大事態を含む)を受けた時は、児童生徒課生徒指導・いじめ対策室と連携を図り情報を共有するとともに、対応の準備を整えた。	・不登校重大事態の場合、いじめの重大事態として一報を入れるのが遅い学校が見られる。学校は、いじめの重大事態の対象となる可能性がある児童生徒については、欠席が30日を超える前の段階で、その欠席がいじめによるものなのかを調査、判断するよう努めるとよい。
12	教育庁 教育振興部 体育課	○運動部活動における望ましい人間関係づくり ・安全で充実した運動部活動のためのガイドラインの活用 ・運動部活動指導者講習会や体育主任等研修会で積極的な取組の奨励と注意喚起 ○スポーツマンシップ教育の充実 ・JOCと連携したオリンピック教室の実施 ・JADAと連携したアンチ・ドーピングの取組の実施 ・「目指せ スポーツマンシップ 日本一！」のポスターを作成し、中・高等学校や競技団体に配布 ・体育主任等研修会での講演や関係団体との共催による講演会を実施 ○運動を通じた仲間づくり ・いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施 仲間と楽しく集団で協力しながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成する。	・様々な研修会や講演会を通して指導経験の少ない運動部活動指導者等に対して、いじめ防止につながる取組についての意識を向上させることができた。 ・毎日、多くの時間をかけて行う運動部活動は、部員同士のつながりも深くなるため、仲間づくりに大変有効であるが、問題が起こってくると深刻化してしまう場合も多々ある。それを念頭に置いて、顧問と部員、部員同士がお互いに認め合い、良好な人間関係を構築していく必要がある。 ・学級担任、部活動顧問、養護教諭など連携を密にし、様々な角度から生徒の姿を把握するよう努める。	
13	千葉県総合教育センター	(1)研修事業 管理職研修、主任層研修、経験者研修でいじめ問題・対策に係る教員の指導力向上を図る。 (2)出前リーダーサポート塾 市町村教育委員会の要請を受けて実施している「出前リーダーサポート塾」において研修内容に「今日的 教育課題」としていじめ問題を扱い、指導力向上を図る。 (3)中堅教員サポート塾 休日開放事業として研修内容に「いじめ・不登校」を扱い、いじめ防止について研修を行う。 (4)情報モラル指導実践研修や視聴覚教育メディア研修等 ネットいじめ防止について研修を行う。 (5)学校支援事業 県内各地の学校・教育委員会等が主催する研修会において、教職員、保護者、児童生徒に対して、ネット いじめや、SNSの危険性、トラブル防止等に関する情報モラル教育を行う。 (6)調査研究事業 メディア教育担当で開発した「SNS体験ツール」を活用し、情報モラルの向上に資する。	<成果> (1)24の研修事業でいじめ問題・対応・防止等に触れ、4,829名が受講している。そのうち、16の研修事業では実施要項に内容を位置づけ、「生徒指導」等 の中で扱い、3,432名が受講した。 (2)出前リーダーサポート塾では、5会場において、いじめ問題を扱い指導力向上 を図った。(富津市・印西市・香取市・君津市・習志野市、計129名) (3)土曜日に開催の中堅教員サポート塾で、いじめ防止を扱い、小・中・高・特 支の教員に研修を行った。(21名) (4)情報モラル指導者実践研修や視聴覚教育メディア研修の中でネットいじめ の防止について扱った。 (5)学校支援事業(情報モラル関係)として、県内小中学校、高校、民間研究会 の研修会講師として児童・生徒、教職員、保護者1,590名に指導助言を行っ た。 (6)メディア教育担当で開発した「SNS体験ツール」指導モデルプラン(指導案、 教材、ワークシート等)をWebページからダウンロードできるようにし、多くの学校 で活用がなされた。 <課題> (1)16の研修事業で、実施要項に「いじめ問題・対応」等の内容を位置付けて いるが、前期層の研修事業への偏りがみられる。中・後期層の研修事業の充実 が課題である。 (2)「SNS体験ツール」指導モデルプランの認知度を上げ、広く利用されるため、 更なる広報活動が必要である。 (3)情報モラルに関する児童生徒の実態や、教員の具体的な取組状況等を的確 に把握し、情報を提供することが必要である。	(1)前期層の研修では、グループ討議を入れた実践場面に応じた演習等を取り入れている。 (2)中期層・後期層の研修の場の確保として、出前リーダーサポート塾・中堅教員サポート塾 を全県下に広報し活用を図る。
14	千葉県 子どもと親の サポートセンター	【担当する主な関係事業等】 ○ 支援事業 ・スクールアドバイザー事業 ・支援プログラムの提供 ・学校関係機関への支援 ○ 教育相談事業 ・各種相談の実施 電話相談 : 子サポフリーダイヤル(24時間対応) いじめ相談ダイヤル(文部科学省より委託24時間対応) 来所相談 : 親面接・子面接 Eメール相談 FAX相談 ○ 研修事業 ・いじめ防止対策研修会(小・中・義務教育・高等・特別支援学校の教育相談担当者対象)の実施 ・いじめ問題対策リーダー養成集中研修の実施 ・生徒指導リーダー育成研修、教育相談実践研修、教育相談コーディネーター研修における「いじめ問題」 に関する講義の実施 ・教育相談セミナーⅡで「子どもの心と命を守る～いじめ・自殺の予防と対策」というテーマで教育関係者、県 民を 対象とした講演会を実施。	・学校の研究・研修の充実を図るために、校内研修会や保護者対象の研修会に 大学教授等をスクールアドバイザーとして派遣するとともに、各地区や教育関係 機関の研修会に所員を派遣し、支援を行った。活用状況に学校差があるため、 さらなる周知が必要である。 ・電話相談成立件数は5,244件(前年度4,753件)で前年度よりも増加してい る。特に電話相談におけるいじめに関する件数は376件(前年度292件)と前 年度より84件増加している。今後はフリーダイヤルの更なる周知とともに学校と のよりよい連携が課題である。 ・平成29年度は休日開放事業「教育相談セミナーⅡ」でいじめに関するテー マの講演会を教育関係者及び県民を対象に行った。また、「いじめ防止対策研修 会」を県内6か所で行うとともに「いじめ問題対策リーダー養成集中研修」を2泊 3日で行い、系統的な研修会を実施した。	・本協議会を通じて、様々な関係機関と良好な 関係を築き、いじめに悩んでいる子どもたちの ための当センターとしての具体的な連携につい て今後検討をしていきたい。

	機関・団体名	①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況	②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題	③御意見・御提案等
15	中央児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所では、育成相談、非行相談などを行っており、必要に応じて学校と連携して対応している。 ・中央児童相談所では、子ども家庭110番事業を実施し、24時間365日体制で児童虐待をはじめとする電話相談に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携して対応することが重要と考える。 	
16	千葉県警察本部 少年課	<ul style="list-style-type: none"> ○ヤング・テレホン 本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩み・問題を抱える少年のほか保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。 ○スクール・サポーター制度 スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「教職員に対する生徒指導や健全育成に係る助言」、「学校が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。 ○非行防止教室 非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校における「いじめ」事案については、条例の施行等を踏まえ、学校関係者と連携しいじめの防止に向けた取組やいじめ行為が犯罪等に該当する場合には、被害少年や保護者等の意向、ないしは学校における対応状況等を踏まえながら、必要な対応を図っている。 しかしながら、少年の生命、身体の安全が脅かされるような重大事案があれば、積極的に捜査、補導等の措置を講じる必要がある。 	いじめ防止に向けた広報啓発や学校からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣するなど、いじめ問題に取り組んでいる関係機関への支援を引き続き行っていきたい。
17	千葉県警察本部 生活安全部 サイバー犯罪対策課	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒向けネット安全教室の実施 ・重点指導事項 LINEにおけるトラブル事例とその対応策 Twitterにおけるトラブル事例とその対応策 ネットリテラシーの基本 ○教職員保護者向けネット安全教室の実施 ・重点指導事項 SNSにおけるトラブルの現状 フィルタリング、ペアレンタルコントロールについて ネットリテラシーの基本 ○サイバーパトロール等による青少年関連の最新動向の注視 ・東京オリンピックに向けて拡充が予想されるWiFiエリア ・定額ストリーミング系(動画、音楽)コンテンツの普及 ・次々に登場する新メディア、ハードウェアの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット関連、特にSNSのルールや使用方法について、大人より子供の方が熟知している。 ・SNSトラブル等についてはメディア等によく喧伝されるものの、その実態面となると大人よく知らない(特に保護者)。 <p>以上二点を踏まえ、教職員、保護者にはまず青少年のSNSの実態面を知ってもらうことが大切と考えており、ネット安全教室や教育関連のフォーラム等でもそれを重点に話をしている。</p>	・サイバー犯罪対策担当部署として、インターネットの最新動向の把握等に日々注力しており、これらの情報を他の部署とも共有して行ければ幸いです。
18	千葉県警察本部 少年課 少年センター	県警本部 少年課と兼ねています。		

	機関・団体名	①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況	②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題	③御意見・御提案等
19	千葉市 教育委員会 学校教育部 教育支援課	<p>(1) 千葉市生徒指導調査委員会の設置 教職員の資質や力量向上のため、研修体制の充実及び啓発・指導資料の作成を行っている。</p> <p>(2) 生徒指導特別対策委員会の設置 小・中学校における生徒指導上の諸問題について情報交換を行い、その対策について協議する。年間11回開催している。</p> <p>(3) 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の設置 いじめの防止等のための対策を行うこと、いじめ等による重大事態における事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止を図ることを目的として、定例としては年3回開催している。</p> <p>(4) いじめ問題対策連絡会の設置 学校関係者、警察関係者、関係各課等が、いじめ問題に対して、それぞれの立場でどのような対策を講じているか等について情報交換を通して共通理解を図り、必要に応じて連携を図ることを目的として、年間3回開催している。</p> <p>(5) 教育相談ダイヤル24の実施 いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者等がいつでも相談できるように、夜間・休日を含めた24時間の相談を実施している。</p> <p>(6) 長期欠席対策担当教育相談員による学校訪問の実施 各学校の長期欠席児童生徒の状況を調査し、必要に応じて相談を受けたり、直接学校訪問をし、対応についての指導、援助を行っている。</p> <p>(7) スクールカウンセラーの配置と体制の強化 全中学校55校と拠点小学校12校にSCを配置し、児童生徒や保護者等の悩みの相談の解決にあたる。また、2区に1人の割合で3名のスーパーバイザーを配置し、緊急時対応及びSCからの相談対応を行っている。</p> <p>(8) スクールソーシャルワーカー6名を教育支援課、教育センター、養護教育センターに配置し、教育委員会で把握しているケースや学校から相談されたケースに対応している。</p> <p>(9) 平成28年度から統括スーパーバイザーを教育支援課に1名配置し、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携を促進し、教育相談体制の充実を図っている。</p> <p>(10) 平成28年3月に策定した「千葉市いじめ防止基本方針(H30年3月改定)」を参酌した「学校いじめ防止基本方針」を各学校が策定し、各学校ホームページに掲載している。</p> <p>(11) 「千葉市いじめ防止基本方針(H30年3月改定版)」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」を学校配信及びホームページに掲載し、各学校のいじめ対応への参考にするとともに、保護者・地域との連携推進に役立てている。</p>	<p>・国の基本方針の改定に伴い、平成30年3月に「千葉市いじめ防止基本方針」の改定を行った。</p> <p>・「千葉市いじめ防止基本方針」の改定に伴い、「いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ基本方針策定の手引き」も併せて改定を行った。</p> <p>・また、これらをホームページ等により、保護者や市民に公開しているが、いじめ防止等に関する理解の促進をより図る必要がある。</p> <p>・学校におけるいじめの防止等のための研修の充実や対策の適切化を図るため、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者、いじめへの対処に関し助言できるものなどの人材にかかわる情報提供を適切に行う必要がある。</p> <p>・SCやSSW、相談機関によるカウンセリング等を活用し、児童生徒及び保護者が、いつでも相談できる体制づくりに努める必要がある。</p>	
20	千葉少年鑑別所 (千葉法務少年支援センター)	<p>○当所は千葉法務少年支援センターとして非行や問題行動に係る相談を受け付けているところ、いじめ問題を主訴とする相談はほとんど見られないのが現状であるが、いじめを主とする相談があった場合は、その主訴を傾聴したうえ、適宜対応する用意がある。</p>	<p>○いじめに関する相談が持ち込まれたことは、これまでのところ、ほとんどない。(平成28年度及び平成29年度は、被害、加害を問わず、いじめを主訴とする事例は0件)</p>	<p>○いじめに関する相談を適切に扱えるよう、今後も関係機関同士の連携体制を維持していきたい。</p>
21	千葉地方法務局	<p>○啓発活動を通して、未然防止、早期発見の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの人権を守ろう」をテーマに、各種啓発活動に取り組む。 ・いじめの根底には、人権意識の希薄さがあることから、子どもたちに人権尊重について理解させる。 <p>○担当する主な関係事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの人権110番」 全国共通のフリーダイヤルによる専用相談電話を設置し、人権擁護委員とともに相談に応じる。 ・子どもの人権SOSミニレター 全国の小中学校の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、子どもの悩みに対して人権擁護委員とともに返信する。 ・「人権教室」の実施 主に、小中学校を訪問し、人権擁護委員が講師となって授業を行い、児童生徒に対して人権尊重の意識を理解させる。 ・全国中学生人権作文コンテスト 中学生が人権をテーマとした作文を書くことにより、人権尊重の重要性を理解してもらう。 ・子どもの人権ポスター原画コンテスト 小中学生が、人権ポスターを描くことにより、人権尊重の重要性を理解してもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教室をはじめとした各種啓発活動を行うことにより、子どもたちに人権尊重の重要性、必要性を理解してもらうことができたと考えている。 ・電話・手紙等での相談対応により、悩みごと解決の一助になることができた。 ・中学生人権作文コンテストの入賞作品を人権教室で活用することにより、人権尊重について理解を深めることができた。 ・人権教育啓発推進センター作成の中学生向けDVD「インターネットと人権」を利用して、中学生や高校生を対象とした人権教室を実施する取組を行っている。 	<p>・特にありません。</p>
22	千葉保護観察所	<p>千葉保護観察所としての取組は行っておりません。</p>		
23	千葉県 都市教育長 協議会	<p>千葉県都市教育長協議会としての取組は行っておりません。</p>		

	機関・団体名	①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況	②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題	③御意見・御提案等
24	千葉県 町村教育長 協議会	<p>○いじめ防止や相談体制の充実 ⇒ 千葉県教育予算及び人事に関する要望書 (内容)スクールカウンセラー等の配置、拡充 ①相談が複雑・多様化しているため、配置時間の拡大を要望 ②全小学校への配置及び各市町村専任の1名派遣を要望 ③スクールソーシャルワーカーの増員と配置時間の拡大を要望</p>	<p>・スクールカウンセラー配置時間等が年々増加傾向されていることから、今後も、協議会全体で連携し、根強く拡大を要望していきたい。 ・各町村の条例や基本方針の整備状況について確認したい。 ・各町村のいじめ防止の取組や個別事案等の情報交換を継続的にやりたい。</p>	
25	千葉県 小学校長会	<p>○「生徒指導だより」の発行 ・7月と2月に「生徒指導だより」を発行し、生徒指導に関する実践活動及び事例等を広報するとともに、各学校での取組について充実を図っていく上で、啓発活動を行っていく。 ・「生徒指導だより」に、いじめ対策を含めた取り組みを盛り込むことで、自校における対応等の一助となるようにする。 ・「生徒指導だより」を全県下の各小学校長並びに関係諸機関へ配布することで、生徒指導の実践活動及び事例等を広報するとともに、生徒指導推進の啓発を図り、さらなる発展を目指していく。</p> <p>○小中学校長会生徒指導部の合同研修会の開催 ・生徒指導上の諸問題に関する適切な対応及び解決に向けて、中学校長会と情報を共有し、小中生徒指導の尚一層の連携を図る。 ・10月30日に小中学校校長会生徒指導部合同研修会を開催し、それぞれの実践事例と実践交流を通して、生徒指導及びいじめ対策に対する共通認識を深める。 ・県教育庁教育振興部児童生徒課主幹兼生徒指導・いじめ対策室長、中西 健先生からご指導をいただくことで、いじめ、不登校、ネット上の問題行動等に対応できる組織的な生徒指導体制の構築に向けての糧とする。</p> <p>○学校いじめ防止対策基本方針の改善 ・「千葉県いじめ防止基本方針」の改訂を踏まえ、各学校において、「学校いじめ防止基本方針」等の見直しを行い、修正・改善を図る。 ・学校ホームページ上にて公開し、保護者や地域等への周知を図る。</p>	<p>・いじめ問題をはじめ、ネット上の問題行動や不登校等の諸課題に係る、未然防止及び早期発見・早期対応及び解決に向けて、今後も啓発活動を充実させる必要がある。特に、近年問題が増加傾向にあるネット上の問題行動については、情報モラルの視点から指導の充実を図る必要がある。</p> <p>・道徳教育を核として、教育活動全体を通して、お互いの人格を尊重し合える態度の育成等、心の教育の推進を図り、自己実現を目指す指導や支援を、計画的、組織的に取り組む必要がある。</p> <p>・いじめの背景にある家庭や社会的な問題に目を向け、家庭、地域社会、関係機関及び学校相互の連携強化を図る必要がある。</p> <p>・各学校において「学校いじめ防止基本方針」の見直し、改善がなされることにより、いじめ防止への組織的な取組を周知し、推進する必要がある。</p>	<p>・いじめ問題については、深刻化及び重大化してきており、学校だけでは対応しきれない事案が山積している状況にある。そのため、尚一層の関係諸機関並びに、家庭や地域社会との連携を図りながら、粘り強く取り組む必要があること。</p> <p>・いじめの認知について、件数が学校間で差があることを踏まえ、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図る必要があること。</p> <p>・いじめを未然に防止し、早期に発見、対応するためには、各学校のいじめ問題への取組が具体的で、実効性があり、継続的なものでなければならないこと。また、「千葉県いじめ防止基本方針」が改定されたことで、その趣旨を踏まえた上で、児童がいじめのない安心で安全な学校生活が送れるよう、さらなる取組の充実及び見直しが図られるようにすること。</p>
26	千葉県 中学校長会	<p>○学校いじめ防止基本方針等の見直し、修正、改善 ・PDCAサイクルで不断の検証をする。 ・ホームページ上で公開し、周知を図る。</p> <p>○予防の観点 ・命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むとともに、道徳教科化を念頭に、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。 ・集団の自助力を高める。より良い集団作りを行う。 ・「いじめ防止」に関する生徒会活動を支援する。 ・「豊かな人間関係づくりプログラム」を実施し、対人関係構築のための具体的なスキルを高める。</p> <p>○早期発見のために ・担任からの気づき(いじめなどに対する兆候)を大切にし、日々の健康観察や生活記録ノートなどから生徒の様子を把握する。 ・各種調査(Q-U調査、いじめ実態把握アンケート、生活アンケート等)から得た情報を校内で共有し複数の教員の目で生徒を観察する。 ・教育相談週間(年間3回程度)を位置づける。</p> <p>○早期対応のために ・生徒指導委員会や教育相談委員会などを充実・活性化する。 ・担任一人に抱え込まず、学校全体で取り組む。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭との連携を迅速にし、きめ細かな対応をする。 ・学校いじめ防止基本方針等に沿った対応を図る。</p> <p>○他との連携 ・家庭や地域(PTA等の組織や育成委員会、自治会、民生児童委員会、100ヶ所ミニ集会、市町村関係機関等)との連携を図る。 ・保護者からの相談等の対応や外部機関等につなげる時は、迅速・丁寧に行う。 ・小中高の連携を図り、いじめに関する児童・生徒の情報交換や防止・対策を練る。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用の充実を図る。</p>	<p>・学校いじめ防止基本方針や防止対策のための指導体制等が整備され、いじめの防止・認知に関する職員の意識の高揚が図られている。</p> <p>・SNS等を使ったいじめ対策については、専門機関と連携を図りながら、保護者・生徒への対応策を講じていきたい。</p> <p>・スマートフォン等の所持・使用については、保護者の責任・役割を明確化した上で保護者・学校の連携を図っていきたい。また、小中連携を深め、共通認識のもと、同一歩調で児童生徒への指導を進めていきたい。</p> <p>・外部機関(サポートセンター、警察本部少年センター、児童相談所、市町村関係機関)等との連絡会で情報交換が密にされ、問題などについての解決策が講じられている。</p>	<p>・学校と関係機関との連携が密になり、組織対応が十分に図られている。この組織的、継続的な取組を大切にしていきたい。</p> <p>・学校いじめ防止基本方針等については、PDCAサイクルで検証し、より実効性のあるものへと修正を図りたい。</p> <p>・生徒の生命の尊厳や生活の安心・安全を守るために最大限の努力をしなければならないことを再確認するとともに、危機管理意識を高めていきたい。</p> <p>・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員を要望する。</p>

機関・団体名	①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況	②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題	③御意見・御提案等
27 千葉県 高等学校長協会	<p>【千葉県高等学校長協会】 (1)生徒指導委員会 ①未然防止に向けた各校の取組への支援 ②委員会における研修及び研究活動 ③校長協会他関係団体との連携 (2)人権教育特別委員会 「学校における人権教育推進上の諸課題への対応」をテーマとした研修等の活動</p> <p>【千葉県高等学校教頭・副校長協会】 (1)生徒指導部会 いじめ防止に向けた研修会の実施</p> <p>【千葉県高等学校教育研究会】 (1)生徒指導部会 ①各地区における、中・高生徒指導連絡協議会で情報交換の時間を設けている。 ②各地区における、地区生徒指導連絡協議会で情報交換の時間を設けている。 ③生徒指導部会理事会において、協議や情報交換を実施している。 ④生徒指導部会総会並びに研究協議会において、担当課指導主事による講話を行っている。 (2)人権・同和教育部会 ①偏見や差別に係る人権問題のすべてがいじめにつながると考え、それぞれの課題に教育的に取り組んでいる。 ②春季研究協議会、理事役員研修会、秋季研究協議会での研修・講演並びに機関紙「かがり火」とおしての研究活動等を行っている。 (3)教育相談部会 ①『いじめ予防と取り組む ～精神保健の視点から～』(2015年6月)を部会事業委員会で作成し、各高校に配付した。 ②部会の総会・理事研修会・夏季研修会・教育相談専門講座等の研修の機会に、いじめに関する研修を必ず実施するようにしている。 (4)養護部会 いじめの問題自体を扱うことはしていないが、いじめにつながるような問題を研修会で取り上げることがある。 (5)情報教育部会 総会や研究協議会で、情報セキュリティや情報モラル等、今日的な課題についての研修を実施している。</p>	<p>【千葉県高等学校長協会】 (1)生徒指導委員会 ・成果 研修等により、様々な事例を確認したり、理解を深めることができた。 ・課題 ①ハード、ソフト両面での迅速な対応が必要である。 ②各校のみならず、地区・全県での情報共有、共通理解が必要である。 (2)人権教育特別委員会 ・成果 「千葉県いじめ防止対策条例」を受け、各校で「いじめ防止対策委員会」が設置され、より組織的に対応できるようになった。 ・課題 新たな人権上の課題も散見しているので、これらの視点も持った取組が必要である。</p> <p>【千葉県高等学校教頭・副校長協会】 ・成果 情報の共有化を図ることができた。 ・課題 様々な事例研究等、研修を深めたい。</p> <p>【千葉県高等学校教育研究会】 (1)生徒指導部会 ・成果 各情報交換会により、対策や問題点等について、情報共有や対応が一定程度できている。 ・課題 ネット上等でのいじめ対策が、更に必要である。 (2)人権・同和教育部会 ・成果 条例の制定以前から、人権問題として「いじめ」を取り上げ、研修を行ったり、LHR用の研修資料を活用しての人権教育を推進している。 ・課題 更に手厚い取組のための時間の確保が難しい。 (3)教育相談部会 ・成果 いじめの保護因子とリスク因子を特定し、保護因子の強化、リスク因子の軽減を中心とした包括的な対応を提唱している。 ・課題 学校保健委員会を更に活性化させる必要がある。 (4)養護部会 ・成果 SNSのよるいじめ、発達障害や自閉症がいじめの原因となること等についての理解が深まった。 ・課題 たとえば、LGBTのような、今日的な課題に対する研修の機会を更に設ける必要がある。 (5)情報教育部会 ・成果 最新の情報を知る機会を設けたことにより、教科「情報」の担当者間で、情報の共有を図っている。 ・課題 情報を専門とする教員が少ないことや、教科としての独立性が低いことにより、研修の成果が学校内で広がりにくいところがある。</p>	<p>【千葉県高等学校長協会】 (1)生徒指導委員会 ①いじめ防止基本方針等、基本的な対応は各学校で整っているといえる。しかし、特別支援教育、問題行動、学習支援等、様々な視点から更に事例を研究する必要があると思われる。 ②各学校で、年2回程度、生徒対象の被害目撃調査(仮称)等の調査(アンケート)を実施したらどうか。 (2)人権教育特別委員会 いじめ問題は、生徒の人権上の重大な問題であるので、教職員の人権感覚や人権意識を磨いていくことが、いじめの早期発見や予防に大きく寄与するものと考えられる。</p> <p>【千葉県高等学校教頭・副校長協会】 (1)生徒指導部会 今後、いじめというテーマで研究を行う学校が出てくるよう積極的に働きかけを行いたい。</p> <p>【千葉県高等学校教育研究会】 (1)生徒指導部会 多様化するいじめ問題に対して、職員の緊密な意思統一と一貫性のある対策並びに迅速な対応に努めたい。</p> <p>(2)人権・同和教育部会 人権問題のすべてが「いじめ」に関わっていると考え、思い込みや偏見、人を傷つけること、命の重さを職員の研修をとおして授業等に生かし、学校教育としての責任を果たさねばならない。 (3)教育相談部会 義務制の千教研教育相談部や日本学校教育相談学会千葉県支部、日本学校心理士会千葉支部等の諸団体と連携し、いじめ等に対応するための研修や書籍の発行の充実を図っている。 (4)養護部会 いじめ問題に関して、いわゆる生徒指導的な観点とは違った観点で実施した研修を重ねたことにより、養護教諭の存在はより重要になったと思われる。 (5)情報教育部会 時期学習指導要領を踏まえ、たとえば家庭科と同様に、各校に1名以上、情報教育専門の教員を配置してほしい。</p>
28 千葉県立 特別支援 学校長会	<p>(各学校) ○未然防止に向けた心の教育 ・学年や学級経営(社会の形成者としてのありようについて日常的に意識させる学級経営、いじめ等の情報が収集できる、なんでも言い合える人間関係づくり、児童生徒や保護者から信頼される教師集団) ・わかりやすい道徳の授業(全体計画の周知、指導計画の活用) ・自立活動の授業(コミュニケーション等に関する障害特性に応じた指導・SST等) ○相談活動の充実(調査後に相談、計画的に相談週間の設定:きかせてホットライン、きいてねホットライン、意見箱の設置、ケース会議の充実) ○ネットいじめ対策(DVDを用いた指導及び情報の収集) ○関係機関との連携(相談支援機関、医師、警察、少年センター) ○インターネット適正利用・スマホ等のトラブルへの指導:情報モラル講師派遣教室開催「生徒と保護者、教師の2回に分けて実施」、スクールアドバイザーを活用した研修会</p>	<p>・各学校では、相談活動やケース会議等の実施により、問題に対し、早期に対応している。学校によっては、リストカットや親の虐待等の事例があるが、会としては把握はしていない。 ・児童生徒の障害により、アンケートの実施方法、回答方法を工夫している。アンケートが読めない、記入が困難な児童生徒に対しては、教師が一人ずつ聞き取りをし、それを自宅に持ち帰り、保護者が確認後に提出するようにしている。保護者との信頼関係が必須。 ・今年度、各学校の取組状況について、校長会として未然防止の教育、対策、研修会の実施、対応委員会の回数や内容など、調査をして概要を把握したいと考えている。</p>	<p>・特別支援学校にもスクールカウンセラー配置が必要である。教職員の行動観察や対応への方針検討会等の意見には限界があり、カウンセラー等の専門的な視点や助言が不可欠だと考える。特別支援学校で起こっている事象は全く同じである。</p>

	機関・団体名	①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況	②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題	③御意見・御提案等
29	千葉県 私立小学校協会	千葉県私立小学校協会に加盟する総ての私立小学校は、それぞれ「いじめ防止基本方針」を明示し学校全体でいじめ事案に対処する体制を整えている。また、協会としても校長会議での情報交換の中で、いじめに関する事例の報告やその対処が話題になり、また当協会主催の教員研修会の分科会でいじめが取り扱われる場合もあるが、特に協会としてこの問題への組織的な取り組みは行っていない。	左記の現状につき、特別に私立小学校協会としての成果や課題として挙げるべきものは無い。	当協会は県内の私立小学校10校の加盟する小規模な団体である。年3回学期ごとに校長会議を開催し情報交換を行い、また毎年加盟校輪番で会場校となり、原則加盟校教員全員参加での研修会を行っている。
30	千葉県 私立中学高等学校協会	理事長・校長会議や初任者教員研修会・養護教諭研修会など機会ある毎に、事例発表や基本方針やいじめの防止、早期発見、早期対応等について情報を提供し情報共有してきた。	私立学校では創立者の建学の精神・志の具現化に努め設置者である各学校法人が教育の質の向上と創意工夫に責任を持って取り組んでいる。いじめの防止は最重要課題である。生徒指導がきちんと行われているか否かは外部評価・評判に繋がる。協会としては今後とも適切な対応が行われるよう情報提供・情報共有に努め私立学校の質の向上に繋げたい。	教員としての果たすべき役割は変わるわけではないが、私立学校と公立学校との間の大きな違いがあり、教職員の責任と損害賠償責任の状況であると思う。私学の教員は、何かリスク、重大事態があった場合、損害賠償請求の矢面に教員が立つことになり、また、学校法人が責任を負うことも含まれている。このようなことがあった場合、その学校の生徒募集の状況に反映し、学校の存続をも心配させるリスクの高い状況になるので、各校とも誠心誠意、創意工夫し対処しているスクールカウンセラーはすべての学校に配置されているわけではない。県や教育委員会は配置に係る補助金の拡充やカウンセラー人材確保紹介や研修の機会について私立学校に道を開いていただきたい。私立学校一法人ではかなわない部分があるのでよろしく願いたい。
31	千葉県 養護教諭会	○「養護教諭ステップアップセミナー」の開催 毎年、夏季休業中に本会会員を対象に開催している希望研修会で、平成19年度から立ち上げている。その中で、“学校における被害者支援”“発達障害への対応”“ジェンダーを考える”“難病を抱える生徒への支援”“命の授業”“震災に学ぶ”などをテーマに、弱者や少数派の子ども達への支援について研修を継続し内容を深めている。講師には、医師、大学教授・准教授、臨床心理士、被災県の教諭・養護教諭、難病体験者などを招き、事例を元に講義をしていただいている。毎年、会員の半数近い750余名が受講している。 また、研修会終了後に研修報告をまとめ、本会ホームページに掲載している。 ○各校での取り組みとして、健康相談という形で、個々の児童生徒の抱える悩みについての相談を受け、対応にあたっている。特に、定期的に各学校で行っている「いじめ等に関するアンケート」であがってきた問題については、関係職員と共に早期に具体的な対応策を整え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭との連携にもつなげている。	・研修会の受講人数も安定しており、受講後のアンケートに於いても毎年好評を得ている。評価の高かった講師については、翌年もステップアップした講義を依頼しているため、養護教諭の資質は高まっていると思う。 ・ホームページに研修報告として掲載していることは、この研修会への意識を高めることにつながっている。 ・養護教諭に相談を求める生徒は、小・中・高校とも少なくなく、保健室における健康相談(教育相談)からの情報発信は、重要な位置を占めていることが多い。本会としては、養護教諭自身のカウンセリングの力量を高めるとともに、児童生にとっても職員にとっても開かれた保健室となるような経営を個々の養護教諭が常に意識していけるような研修を企画していきたい。	
32	千葉県PTA 連絡協議会	県PTAとして独自の活動は現在行なっていません。加盟団体である公益社団法人日本PTA全国協議会にていじめに関する取り組みが活発化しており、独自のパンフレットの作成やシンポジウムの案内等が全国に向けて発信されており、そうした資料や案内の活用を検討しています。	PTAは子ども達に直接関わる保護者・教員のみで構成されており、子ども達の価値観形成に対して大きな影響を及ぼす家庭教育に最も近い社会教育団体ですが、価値観の多様化の中家庭教育への関心の差も大きく、県PTAとしての発信の難しさを感じています。	これまであまり具体的にいじめ防止の観点での情報発信をおこなってきませんでしたが、これからの団体のあり方として重要な取り組みのひとつと位置付ける必要性を感じています。県からの情報をより広く伝え、保護者目線からも発信を行えるよう、県教委はじめ関係諸団体と丁寧な連携を取っていきたく考えています。
33	千葉県高等学校 PTA連合会	県PTA連合会は、様々な活動を通して、高校生の健全育成を目的としていることから、定期総会、各地区における研究集会等、機を捉えて講演会等で「いじめ」防止を啓蒙している。	保護者においても、県や学校、社会の取り組みに理解を示すとともに、家庭や地域における防止策に関心を高めることができた。 ・「学校いじめ防止基本方針」への理解を深めることができた。 ・「いじめ」の実態を知ることができた。	本連合会主催の各事業の機会を通して、いじめ防止を広めていく。

	機関・団体名	①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況	②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題	③御意見・御提案等
34	千葉県特別支援学校PTA連合会	<p>千葉県特別支援学校PTA連合会は、42校(県立・市立・国立含む)の特別支援学校の43団体PTA連合会です。本連合会では直接いじめ問題に対する取組は、行っておりません。</p> <p>子供たちの生涯を通じた支援を確かなものにするため、諸条件改善のための事業、研修、理解啓発活動を行っています。</p>	<p>障害種を越えて交流を深めることで、障害児・者に関する情報の集約と提供に努めております。</p> <p>自立と社会参加推進会議を開催し、教育・医療・福祉・労働等と連携を図り、地域社会へ特別支援教育の啓発活動に努めております。</p> <p>また、研究大会で、本会の目標達成に必要な活動等を企画するなど、広くPTA活動の広報に努めたり、研修会を通して、PTA個々の研修の機会とし、PTA活動の充実を図っております。</p>	<p>障害の有無にかかわらず、いじめの被害にあっている子供は、なかなか人に伝えることが難しいと思います。特別支援学校に学ぶ子供たちは、さらにコミュニケーション上の課題からも伝えにくいと思いますので、「いじめ防止基本方針」が示され、具体的な取組がなされることは、とてもありがたいことだと思います。</p> <p>子供一人一人がそれぞれの目標に向かい、希望をもって、日々生き生きと過ごすことができる社会になってほしいです。</p> <p>障害について知ること、障害のある人たちの事への理解が深まり、自己理解・他者理解へとつながり、共に生きる社会の中で、声をかけること、手を差し伸べること、一緒に歩むことができるようになると思います。</p> <p>一人一人が様々な経験を通して視野を広げ、いろいろな人がいるんだ、いろいろな考え方があるんだ、ということを知り、理解することが、いじめ問題の軽減につながるのではないのでしょうか。</p>
35	千葉県臨床心理士会	<p>○小中高等学校・特別支援学校における、いじめの予防及び初期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの早期発見・早期対応のための児童生徒の面接 ・予防として児童生徒へ心理教育(人間関係で困ったときの対処法など) ・被害児童生徒のカウンセリング、加害児童生徒の背景理解と対応 ・教職員へのコンサルテーション ・保護者面接(家族関係の調整など) <p>○いじめ問題への対応に関する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高等学校・特別支援学校などの教職員を対象とした校内研修の講師 ・千葉県臨床心理士会主催の研修セミナーにおける、いじめ問題への対応に関する研修や勉強会 <p>○いじめ問題の第三者委員会等に委員として参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事態が発生した際の第三者委員会(いじめ調査委員会等)に参加 ・市町村のいじめ問題対策連絡協議会等に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の個別面接を通じて、いじめの早期発見・早期対応に努めた。また、児童生徒の対人関係の成長を促すよう、学校教職員や保護者と協力して取り組んだ。 ・いじめの予防として、ストレス・マネジメントや感情のコントロール、アサーション・トレーニング等の自己調整・自己表現方法を身につけられるような心理教育を実施した。 ・当会に対して、いじめの重大事態が発生した際の第三者委員会の委員推薦依頼が増えている。スクールカウンセラーだけではなく、教育領域を専門としない臨床心理士に対しても、いじめ問題に焦点を当てた研修や勉強会を準備している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のいじめ問題には継続して関わる時間が必要であるが、校内でスクールカウンセラーが関わるには週1日6時間では限界がある。限られた時間を有効に活用するためにも、教職員や教育委員会とのより一層の連携を心がけたい。 ・スクールカウンセラーが支援チームの一員として、「学校いじめ対策委員会」等に積極的に参加をし、教職員と情報収集・情報共有を行っていきたい。 ・教職員との協働・連携として、コンサルテーションを通して学級経営の間接的支援や、道徳の授業のプログラム作りなどのサポートを行うことも有効である。このような教員支援に関する知識・技能を、スクールカウンセラーが身につけられるように研修の機会を増やしていきたい。
36	千葉大学教育学部	<ul style="list-style-type: none"> ・柏市教育委員会、ストップイットジャパン、敬愛大学とともに産学連携の枠組みで脱いじめ傍観者教育教材「私たちの選択肢」を開発、柏市、野田市、茨城県取手市等の中学校1年生で授業を実施。いじめ通報・相談アプリ「STOPit」の導入と合わせて、いじめ防止対策を推進。 ・内閣府「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」及び「青少年インターネット利用環境実態調査企画分析会議」に委員を派遣。 ・千葉大学いじめ防止対応委員会を設置し、附属学校におけるいじめ防止対策を推進。 ・千葉県、流山市、富里市、茨城県取手市等のいじめ防止対策に委員派遣等で協力。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「私たちの選択肢」授業は教職員・生徒に好評であり、アプリ「STOPit」を通じた相談は電話・メールによる相談の約10倍となっている。 ・ネットいじめ対策等の国の施策に関して、提言やデータ分析を実施。 ・法律上のいじめに該当する事案を日常的に記録し、学校内及び学校と教育学部間で迅速に情報を共有していじめ事案に対応する体制を構築。 ・いじめ重大事態の調査に委員長等の立場で貢献、実効性あるいじめ防止対策について提言。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上のいじめに該当する事案の学校内共有、設置者への報告、重大事態の認定等について期限の目安の設定(原則として一日以内とする)。 ・複数市町村連携によるいじめ防止体制の構築。 ・被害者側を支援する代理人制度の構築。

	機関・団体名	①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況	②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題	③御意見・御提案等
37	千葉大学 子どものこころの 発達教育研究 センター	<p>○未然防止に向けた小中学校での予防教育の取り組み</p> <p>a. 認知行動療法に基づく不安の予防教育プログラム「勇者の旅」の効果検証 目的: 不安の問題に関する「自己理解」と「他者理解」を深めることにより、各自が適切な不安対処スキルを身につけるとともに、からかいやいじめ等が生じにくい学級環境を形成する。 具体的な取り組み: ・文部科学省委託事業「子どもみんなプロジェクト」にて県内外の教育委員会と連携(千葉県教育庁教育振興部児童生徒課 生徒指導・いじめ対策室 他) ・「勇者の旅」指導者養成研修会(6時間ワークショップ)の定期開催 ・県内の公立小中学校における「勇者の旅」の授業実践</p> <p>b. 小学校高学年用のいじめ防止用教育ビデオの作成(効果検証)及びホームページ上での公開 目的: いじめに関する正しい知識をもつことにより、実際の学校生活において適切な対処行動が取れるようになることを目指す。 具体的な内容: ・第1章: いじめに関する基礎知識(9分) ・第2章: いじめ被害にあった時の対処法(8分) ・第3章: いじめを見た時の対処法(9分)</p>	<p>・平成29年度は、千葉県内17校の他、小中学校計30校にて「勇者の旅」の授業実践が行われた。中間解析の結果、プログラムを実施した学級の児童生徒の不安スコアは、非実施学級の児童生徒の不安スコアに比して、有意に低減している。</p> <p>・各実践校から挙げられた課題としては、「10時間分の授業時間確保が困難」というものであり、この点が今後の課題である。さらに、今後はプログラム実施による長期的な変化(学級環境の改善、いじめの減少等)についても、評価していく必要がある。</p>	<p>不安の予防教育プログラム「勇者の旅」は、いじめや、その他児童生徒のメンタルヘルスの問題を未然防止する上で有効であると考えられ、多くの小中学校での授業実践が望まれる。今後も、千葉県教育委員会や県内の各小中学校と連携をしつつ、継続的な取り組みにつなげていきたい。</p> <p>また、いじめ防止用教育ビデオについても周知を進め、学校現場での活用を促していきたい。</p>
38	千葉県弁護士会 (子どもの権利委員会)	<p>○弁護士会主催の事業</p> <p>・「いじめ予防出張授業」の実施 弁護士が学校に出向き、過去に実際に発生したいじめ自殺事件を題材とした「いじめ予防出張授業」を実施。 (実施校数) 平成25年(実施初年度)は、中学校1校(4クラス)。 平成26年は、小学校1校(3クラス)、中学校2校(11クラス)、高校1校(8クラス)。 平成27年は、中学校5校(25クラス)、高校1校(8クラス)。 平成28年は、中学校4校(20クラス)、高校1校(8クラス)。 平成29年は、中学校5校(20クラス+全校)、高校2校(16クラス)。 今年度は、6月末まで、中学校2校(7クラス)で実施、中学校3校、高校1校で実施を予定している。 実施校は千葉市、木更津市所在の学校が主である。そのほかの地域からの問合せにも応じる用意がある。 他県でも同様の取組みがなされており、授業見学に行くなど、授業内容の向上に努めている。</p> <p>・「子どもの専門相談窓口」の設置 非行・いじめ(少年問題法律相談)、虐待(子どもへの虐待相談)等の問題について、相談窓口を設置し(専用電話番号あり)、子どもの権利に詳しい弁護士が、無料の初回相談を実施。</p> <p>○関係機関との連携</p> <p>・臨床心理士との勉強会の実施 スーパーバイザーを務める臨床心理士や児相との勉強会を定期的に行う。 いじめ予防出張授業の内容や少年事件問題について意見交換を行っている。</p> <p>・行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加 市や教育委員会等が設置するいじめ等調査委員会に、弁護士が委員として参加し、いじめ防止や適正な事実調査に向けて取り組んでいる。</p>	<p>(いじめ予防出張授業に関して)</p> <p>・授業で扱う題材が、実際に発生した深刻ないじめ事案や、憲法(人権)の話であることから、各弁護士は、身近な話題に置き換える等、授業内容を分かりやすく伝えるため、様々な工夫を行っている。 いじめ予防出張授業を実施した学校からは再要望の声が多く、アンケート結果も教諭からはおおむね好評価を得ている。</p> <p>・生徒や教員の方のアンケート結果に基づき、更なる授業内容の改善に向けて工夫を継続していくことが課題である。 学校から要望が高かった双方向型授業については、平成29年より、ワークシートを導入することで実現させた。</p>	<p>・いじめ予防出張授業については、県内の学校と協力して、今後も、継続して実施していきたい。</p> <p>・臨床心理士や児相等の関係機関と良好な関係を構築できていることから、今後も、定期的かつ積極的に、勉強会や意見交換の場を作っていきたい。</p> <p>・県の「いじめ防止基本方針」についても、弁護士の視点からの検討を行い、必要に応じて提案、連携をしていきたい。</p>

	機関・団体名	①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況	②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題	③御意見・御提案等
39	千葉県 行政書士会 法制度学習推進 委員会	○未然防止に向けた法教育(白井第三小学校) 他人を大切にすることは自分を大切にすることに繋がることである。 友人との約束を守ること、社会の決まり、法律を守り、自分達の生活を守ることに関係することである。 具体的な例示をしながら小学6年生の子供達に理解できる内容の講義を実施した。	・自己と異質な者を排除する考え方がいじめを生み出す要因であると考え、社会を構成する人間の個性を大切にすることが幸福な社会を作る基礎であることを伝え、「いじめ」はそれをはばむ原因であるということを理解してもらったところである。	・子供達の自助努力に頼ることが大きい「いじめ問題」であるため、子供達の意見として「いじめは無くさなければならない」との考えが生まれる様な教育を大切に、健全な価値観が身につく様な授業となるよう出前授業が熟成してくることを目指したいと考えます。
40	千葉県医師会	千葉県医師会としての取組は特に行っていません。		
41	一般社団法人 千葉県 社会福祉士会	○会として、いじめ問題に関する取り組みは行っていません。	・スクールソーシャルワーカーの基礎資格として、社会福祉士が期待されている中で、当会として、いじめ問題に関心を持って取り組む必要と、現任の社会福祉士の状況を把握して課題を整理する必要があると感じている。	・いじめ、及びそこから派生する課題について、学校のみならず家庭生活にもかかる問題に派生することであり、医療や福祉の外部機関との連携強化を図っていただきたい。
42	千葉県精神保健 福祉士協会	千葉県精神保健福祉士協会としての取組は特に行っていません。		
43	千葉県人権擁護 委員連合会	○啓発活動を通じて、未然防止、早期発見の推進 ・「子どもの人権を守ろう」をテーマに、各種啓発活動に取り組む ・いじめの根底には、人権意識の希薄さがあることから、子どもたちに人権尊重について理解させる。 ○担当する主な関係事業等 ・「子どもの人権110番」 全国共通のフリーダイヤルによる専用相談電話を設置し、法務局職員とともに相談に応じる。 ・子どもの人権SOSミニレター 全国の小中学校の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、子どもからの相談に返信する。 ・「人権教室」の実施 主に、小中学校を訪問し、人権擁護委員が講師となって授業を行い、児童生徒に対して人権尊重の意識を理解させる。 ・全国中学生人権作文コンテスト 中学生が人権をテーマに作文を書くことにより、人権尊重の重要性を理解してもらう。 ・子どもの人権ポスター原画コンテスト 小中学生が、人権ポスターを描くことにより、人権尊重の重要性を理解してもらう。	・人権教室では、思いやりの心や、相手に対する優しさの大切さを理解してもらい、いじめは「しない、させない、見逃さない」という合言葉を啓発している。また、外部講師として子どもと接することで、心が開かれ、交流ができる。 ・人権ポスター原画コンテストの入賞作品をポスターなどの啓発物品に活用している。 ・中学生・高校生や保護者を対象とした人権教室も実施回数が伸びている。	・関係機関の担当者が、情報交換をする場を多く設けていくべきであると考えている。 ・学校側と本音で話し合い、いじめ、不登校の問題について、地域も一体となって問題解決につなげることが必要であると感じる。
44	NPO法人 企業教育研究会	○啓発教材の制作・研修会への講師派遣 ソフトバンク株式会社と連携して共同開発した情報モラル教材『みんなで考えよう、スマートフォン』を活用する授業の方法を伝達するための、教員研修会に講師を派遣している。 ○生徒向けの出張授業への講師派遣 柏市の全中学校1年生に向けて「わたしたちの選択肢」と題した出張授業への講師を派遣している。ネットいじめを防ぐには、集団が傍観者になるのではなく、関心を持つことの重要性を解説している。また、ネットいじめを通報する「StopIt!」の活用法を紹介している。 ○情報モラル教育研修への講師派遣 ・平成30年度情報モラル教育研修への講師派遣事業に派遣する講師を紹介している。 ○千葉県青少年を取り巻く有害環境対策推進協議会の運営 ・千葉県青少年を取り巻く有害環境対策推進協議会(ちば地域コンソーシアム)事業の事務局を担当している。行政・警察・民間企業・業界団体・有識者・青少年指導団体などの情報を交換できる場を作っている。	・教職員が最新の情報技術や子供たちのトラブルの最先端の情報を得ていないと指導できないという思い込みがある。 ・MVNO事業者など、新たにこの問題にかかわる業界関係者が増えていて、足並みをそろえたい。	・児童・生徒向けの講演の依頼を受ける際に、「大人である教員が言っても説得力がないから、外部の大人に注意・指導をしてもらいたい」というご意見をよくいただきますが、外部の人間はあくまでも一期一会の存在です。第一義的には日常のモラルの指導があり、その延長線上に外部の人間による指導があるということをご理解いただきたいと思います。 ・柏市が市内の中学生向けにネットいじめを通報する「StopIt!」の導入を行っています。検索可能な情報をネットパトロールするのは限界があるので、当事者から管理者・相談者に気軽に相談できる体制を作っていただくためにも、「StopIt!」のような仕組みを行政として導入することで、相談しやすい環境を作るとともに、いじめを未然に抑止することができるはずです。